



住民税・所得税 申告情報（第3回）

—申告と納税は期間内に済ませましょう—
期間 2月16日（水）～3月15日（火）

今から申告に必要な証明書などをそろえ、早目に所得税・住民税の申告をしましょう。わからないことは、どうぞお気軽に尋ねください。

告することができます。ご不明な点は税務署にご相談ください。

住民税の申告が不要な方

平成22年中（1月1日～12月31日の間）に所得のあつた方で、次の項目に当てはまる方

- ①商業・工業・農業などの事業を営んでいる方や、地代・家賃・配当などの所得のある方で、所得の合計が所得控除の合計より多い方。
- ②土地や建物を売った譲渡所得があつた方。
- ③給与所得者で、給与の収入金額が2千万円を超える方。
- ④1ヵ所から給与を受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える方。
- ⑤2ヵ所以上から給与を受けている方。
- ⑥退職所得のある方で、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかつた方。

確定申告書の提出先

〒392-0610

諏訪税務署個人課税部門

☎57-5211（直通）

納税は口座振替で

所得税の納税において「振替納税制度」を利用すれば、銀行などの預金口座から振替によって納税することができます。

希望される方は、預金先の金融機関 税務署または申告相談会場で担当者に申し出てください。

口座振替日 4月22日（金）

※口座残高をご確認ください。

e-Taxを利用して申告する方を支援します

次ページの平成22年分所得税確定申告書作成指導会において、税理士による代理送信を行います。

※電子証明付住民基本台帳カードが必要となります。早めに準備してください。

※e-Taxを利用して申告すると、

一定の要件の下、平成19～22年分のいずれかで最大5000円の税額控除が受けられますが、税理士による代理送信の場合は、申告がない場合、正確な保険料の算定ができませんので、平成22年中に収入がない方でも、住民税の申告をしてください。

確定申告は、原則として自分で計算し自主的に申告する制度です。ご自分で申告書に記入できれば、申告会場へ出かけなくも郵送で申

確定申告書の記載は ご自分の力で

日間）に所得のあつた方で、次の項目に当てはまる方

- ①商業・工業・農業などの事業を営んでいる方や、地代・家賃・配当などの所得のある方で、所得の合計が所得控除の合計より多い方。
- ②土地や建物を売った譲渡所得があつた方。
- ③給与所得者で、給与の収入金額が2千万円を超える方。
- ④1ヵ所から給与を受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える方。
- ⑤2ヵ所以上から給与を受けている方。
- ⑥退職所得のある方で、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかつた方。

■ 国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の加入者は、必ず住民税の申告を

申告がない場合、正確な保険料の算定ができませんので、平成22年中に収入がない方でも、住民税の申告をしてください。

確定申告は、原則として自分で計算し自主的に申告する制度です。ご自分で申告書に記入できれば、申告会場へ出かけなくも郵送で申

Q&A（よくあるご質問）

Q1 私は公的年金収入のみですが、申告しなくても大丈夫ですか？

A1 給与所得者と異なり、年末調整がありませんので、所得税の申告が必要になる場合があります。

Q2 源泉徴収票を紛失しましたが、どうすればよいですか？

A2 再発行してもらつてください。
給与の源泉徴収票→会社
年金の源泉徴収票→日本年金機構
などの年金保険者

Q3 昨年一年間の医療費が10万円を超えたので、医療費控除をしたいのですが？

A3 確定申告にて控除できます。ただし、高額療養費や入院費給付金などの補てんされた金額は、支払った医療費から差し引きますのでご注意ください。

Q4 申告会場は混みますか？

A4 毎年いずれの申告会場も大変混み合います。ご自分で申告書が作成できる方は、郵送での申告をお勧めします。

*「源泉徴収票」又は各種控除証明書などは、申告の際に必要になりますので大切に保管してください。

問 財務課 町税係
☎62-9122

◆ 平成22年分 所得税確定申告書作成指導会 日程 ◆

相談日	時間	会場	対象地区等
2月22日(火)	【受付】 午前9時～午前11時 午後1時～午後 4時	コミュニティ・プラザ 2階 大会議室	全町 税理士会による無料作成指導会、 e-Taxによる申告支援 (税理士会による無料作成指導会 は午後3時までです)

※この指導会は、税理士会の協力により開催しますが、申告される内容等により指導できない場合もありますのでご了承ください。

◆税理士による税務援助・指導対象者

【小規模事業者】

- ①経済的な理由により、税理士等に業務を委嘱することが困難な方
- ②税理士等の関与のない、事業所得者・不動産所得者・雑所得者（年金受給者を除く）
- ③前年分所得金額（専従者控除・青色控除前の所得）が300万円以下の方
- ④上記③の方が消費税の課税事業者の場合は、基準期間の課税売上が3,000万円以下の方

【税理士等の関与のない方で、年金受給者・給与所得者】

◆この指導会で相談または指導を受けることのできない方

下記に該当される方は、直接税理士に依頼されるか、税務署での申告をお願いします。

- ①土地や建物、株式、ゴルフ会員権などの資産を売却や交換した方
- ②税理士等が関与している法人の役員の方
- ③住宅取得等特別控除を受ける方
- ④贈与税の申告をする方
- ⑤消費税の課税事業者で、基準期間の課税売上が3,000万円超の方

◆ 平成23年度 住民税申告相談会 日程 ◆

相談日	会場	対象地区
2月16日(水)	御射山神戸公民館	御射山神戸、栗生
17日(木)	乙事区役所	乙事、広原
18日(金)	立沢構造改善センター	立沢、立沢南原、広原
21日(月)	机集落センター	机、平岡、瀬沢、先能
22日(火)	コミュニティ・プラザ 2F 大会議室	全町
23日(水)		
24日(木)	上蔦木集落センター	上蔦木、下蔦木、神代
28日(月)	清泉荘老人福祉センター	信濃境、池袋、烏帽子
3月 1日(火)	高森公民館	高森、小六、広原
2日(水)	先達公民館	先達、田端、葛窪、広原
3日(木)	木之間公民館	木之間、若宮、横吹、花場、休戸、とちの木
4日(金)	原の茶屋集落センター	原の茶屋、大平、松目、富士見ヶ丘、塚平
7日(月)	役場 3F 301～303会議室	瀬沢新田、桜ヶ丘、南原山、富原
8日(火)		富士見
9日(水)		富里、富士見台、富ヶ丘
10日(木)		全町
14日(月)		3月15日(火)のみ受付時間は、午前9時から午前11時です。
15日(火)		

※いずれの会場も、受付時間は、午前9時から午前11時及び午後1時から午後4時です。

※土地や建物、株式、ゴルフ会員権などの資産を売却や交換した方は受けることができません。

税務署での申告をお願いします。

※土曜日・日曜日・祝日の申告および各地区巡回中は、財務課窓口での対応はお受けできませんので、ご了承ください。